

令和元年度 包括外部監査結果に係る対応状況一覧

更新年月日 令和5年7月21日

特定の事件（テーマ）：地方独立行政法人静岡市立静岡病院と静岡市立清水病院の財務事務の執行について

指摘事項	33項目
令和2年度措置報告項目	19項目
令和3年度措置報告項目	9項目
令和4年度措置報告項目	3項目

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
I. 保健衛生医療課					
1	病院事業に関する市の中長期的なビジョン	市は、早急に現在の体制を見直し、病院事業に関する具体的なビジョンや対策を検討していく体制を構築すべきである。	<p>静岡病院の中長期的なビジョンについては、「静岡病院第2期中期目標（平成30年11月定例会）」で、静岡病院の担うべき医療として、救急医療や感染症医療、心臓血管疾患やがん等の高度医療の継続的な提供等について定めています。</p> <p>清水病院の中長期的なビジョンについては、現行の「清水病院経営計画」に加え、令和2年2月に、本市全体の医療体制の中で静岡病院・清水病院のあり方や特に清水病院の経営形態及び経営改善のための収益増加策等を検討する、「清水地域の医療体制を踏まえた清水病院ビジョン検討会議」を発足し、清水病院のみならず、副市長をはじめ、関係局から構成される検討体制を構築しました。</p> <p>また、これと並行して、清水地域の公立・公的3病院をはじめ、清水医師会及び市保健衛生医療課等で構成する「清水地域における医療体制検討協議会」を立ち上げ、令和2年2月に1回目の協議会を開催しました。この協議会では、医療を取り巻く環境が厳しい清水地域において、区民が必要とし、また、質の高い医療を安心して受けられる医療提供体制を持続的に確保していくための方策を検討していくもので、令和2年度においても継続的に開催していきます。</p>	措置済	令和2年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
2	「新公立病院改革プラン」の策定主体について	改革プランは、静岡・清水病院の中期（経営）計画とは別に保健医療課が策定し、市の病院事業に関する基本的な方針として明確に示すべきである。	静岡市の医療体制を維持していくためには、市立病院のみの役割だけでなく、静岡市全体でそれぞれの公的病院のあるべき姿を把握することが必要であり、その中で、静岡病院、清水病院が果たすべき役割等を確立していくことが重要であると考えています。 令和2年度までに、本市の人口推計や市内の患者数、疾患データ等を基に、個々の公的病院の医療提供体制の現状分析や、将来の医療需要予測を行い、静岡病院、清水病院を含めた市内の公的病院に求められる病床機能等の役割について整理しました。 令和3年度から、「清水地域の医療体制及び清水病院ビジョン検討会議」等を通じた経営改善や経営計画策定に係る協議を進めます。その前提となる市の病院事業に関する基本的な方針については、現状の考えを維持し、令和4年に策定予定の清水病院の新たな経営計画の中で示していく予定です。	措置済	令和3年度
3	改革プランの作成状況について	保健医療課は、【現状】に列記した病院の中期（経営）計画で見直すべき点について、各病院事務局と協議して、【指摘02】を受けて市が別途定める市の改革プランの中で説明するのか、各病院の中期（経営）計画に追加するかを検討すべきである。	○静岡病院 総務省のガイドラインで示されている項目は例示であり、中期計画に掲載することが必要な項目について掲載をしていることから、項目の追加等は考えておりません。 ○清水病院 ご指摘いただいた項目について、令和3年度に中期経営計画改定の際に、今後示される予定の新たなガイドラインに沿って、見直し等対応していきます。	措置済	令和2年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
4	改革プランの公表方法について	現状の形をそのまま維持するとすれば、少なくとも、静岡病院のホームページ上で、中期計画がガイドラインに基づく改革プランにあたるものである旨の説明を加える必要がある。	<p>他の政令市等のホームページの内容を参考にした上で、静岡病院に依頼し、病院ホームページ内の「中期計画」掲載場所に、静岡病院の中期計画がガイドラインに基づく改革プランにあたるものである旨の説明を加えることとしました。</p> <p>(掲載内容) 総務省は、平成27年3月に「新公立病院改革ガイドライン」を策定し、全国の病院事業を設置する地方公共団体に対して「新公立病院改革プラン」の策定を要請しました。 これを受け、静岡市立静岡病院は、設立団体である静岡市との十分な意思疎通を図った上で、令和元年度から4年間の「地方独立行政法人静岡市立静岡病院第2期中期計画」を策定し、本計画をこの新改革プランにあたるものと位置づけることとしました。</p>	措置済	令和2年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度																					
5	静岡病院の独法化の評価・検証	<p>① 市は、清水病院の経営計画に独法化を掲げる以上、静岡病院での独法化の効果や影響についての評価・分析を行い、清水病院に生かすべきである。</p> <p>② 独法化の効果とされる職員の採用等の足かせの解消について、市直営の体制においても実現を図る方法を研究し、清水病院への適用を検討すべきである。</p>	<p>① 静岡市立清水病院経営計画(令和5年度～)の策定にあたり、静岡病院の独法化の効果や影響についての評価・分析を行いました。</p> <p>具体的には、担当の副市長、総務局長、企画局長、財政局長、保健福祉長寿局長等で構成される清水病院ビジョン検討会議などにおいて、先行して独法化した静岡病院の事例を共有し、独法化したことによる議会や他局への合議等を要しない意思決定の迅速化が刻々と変化する医療環境への対応を可能にし、医師等の確保や専門的知識を有する職員の採用による事務局の強化など、経営強化につながっていることが明らかとなりました。また、このような運営体制の強化により、地域の医療機関との連携(紹介率・逆紹介率の向上)や病院経営に係る生産性の向上(入院単価の増)につながっていると考えています。</p> <p>こうしたことから、清水病院も静岡病院の独法化で得られた知見を最大限活用し、効率的・効果的な病院運営を行ってまいります。</p> <p>< 静岡病院の独法移行前後における病院指標の変化 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師数 (人)</td> <td>141 人</td> <td>163 人</td> </tr> <tr> <td>看護師・助産師数 (人)</td> <td>525 人</td> <td>533 人</td> </tr> <tr> <td>事務職員数 (人)</td> <td>62 人</td> <td>68 人</td> </tr> <tr> <td>紹介率 (%)</td> <td>65.7%</td> <td>86.6%</td> </tr> <tr> <td>逆紹介率 (%)</td> <td>87.5%</td> <td>140.0%</td> </tr> <tr> <td>入院単価 (円)</td> <td>68,477 円</td> <td>90,601 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 独法化の効果とされる職員の採用等の足かせの解消について、市直営の体制において実現を図る方法を検討したところ、静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例により、民間の病院勤務経験者など専門的知識を</p>		平成 27 年度	令和 3 年度	医師数 (人)	141 人	163 人	看護師・助産師数 (人)	525 人	533 人	事務職員数 (人)	62 人	68 人	紹介率 (%)	65.7%	86.6%	逆紹介率 (%)	87.5%	140.0%	入院単価 (円)	68,477 円	90,601 円	措置済	令和4年度
	平成 27 年度	令和 3 年度																								
医師数 (人)	141 人	163 人																								
看護師・助産師数 (人)	525 人	533 人																								
事務職員数 (人)	62 人	68 人																								
紹介率 (%)	65.7%	86.6%																								
逆紹介率 (%)	87.5%	140.0%																								
入院単価 (円)	68,477 円	90,601 円																								
6	清水病院の経営支援方針や計画	<p>早急に現在の体制を見直し、清水病院の経営支援のための具体的な方針や計画を検討していく体制を構築すべきである。</p>	<p>令和元年度は、清水病院の経営計画改定に向けた「経営計画改定プロジェクト」や清水病院の目指すべき姿を検討する「清水地域の医療体制を踏まえた清水病院ビジョン検討会議」を立ち上げ、主に、経営形態の検討、休床中病棟の使用を含めた診療体制の見直し等を協議してきました。</p> <p>さらに、令和2年度は、市立病院・公営企業係を設置し、令和3年度に策定する中期経営計画策定に積極的にかかわり清水病院の経営改善を推進していきたいと考えています。</p>	措置済	令和2年度																					

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
12	医師住宅の現状と利用計画について	<p>①新中町ビルの2室を除く医師住宅については、早急に、廃止を検討する、もしくは、具体的かつ実行可能性の高い利用計画を明確に示すべきである。</p> <p>②北安東医師住宅について、減損損失の認識の判定を実施し、適宜、財務諸表等における注記事項を記載すべきである。また、独法化してから3年以上が経過しているため、中期計画の策定のタイミングなどの節目においてあらためて時価評価を行うべきである。</p>	<p>令和2年度末までに、静岡病院が、医師住宅及び跡地の活用や医師住宅の廃止も視野に入れた具体的な計画を策定する中で、資産の売却との判断に至った場合は、売却方法（病院が資産の売却、市が病院から買い取り）等を静岡病院と協議、整理しながら手続きを進めていきます。</p>	措置済	令和2年度
23	一般会計負担金・補助金の計算について	<p>保健医療課や財政局は、清水病院に対する補助金支出額や累積欠損金の解消について、市としての方針や計画を明確にして、それをしっかり病院と議論しておくことが必要である。</p>	<p>清水病院に対する補助金支出額や累積欠損金の解消については、これまで担当の副市長をはじめ、総務局、企画局、財政局、保健福祉長寿局の局長等が出席する清水病院ビジョン検討会議において清水病院の職員も交えて議論してきました。</p> <p>その中で、市として清水病院に対する補助金支出を令和8年度までにゼロにする、累積欠損金を令和12年度までに解消するとした方向性を決めました（令和5年1月26日の経営会議において確定する静岡市立清水病院経営計画に記載）。</p> <p>これまでの経営改善の取組等により、清水病院に対する補助金支出額については、令和2年度2,153百万円だったものが545百万円減少し、令和3年度は1,607百万円となりました。このことを踏まえて、今後、静岡市立清水病院経営計画で記載した経営改善の取組を実践し、令和5年度、令和6年度と徐々に補助金を削減し、令和8年度には補助金支出ゼロの実現を目指してまいります。</p> <p>また、累積欠損金についても、令和2年度末に1,362百万円あったものが714百万円減少し、令和3年度末には648百万円となりました。令和4年度においても一定程度の累積欠損金残高の縮減が見込まれているところです。</p> <p>今後も清水病院の経営改善に取り組み、令和8年度までに補助金支出をゼロにし、令和12年度までに累積欠損金の解消の実現を目指してまいります。</p>	措置済	令和4年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
II. 地方独立行政法人静岡市立静岡病院					
4	改革プランの公表方法について	現状の形をそのまま維持するとすれば、少なくとも、静岡病院のホームページ上で、中期計画がガイドラインに基づく改革プランにあたるものである旨の説明を加える必要がある。	指摘に基づき、当法人の「地方独立行政法人静岡市立静岡病院第2期中期計画」は「新公立病院改革ガイドライン」に基づく新改革プランに代わるものと位置づけている旨当院ホームページ上に掲載しました。 【ホームページ掲載内容】 総務省は、平成27年3月に「新公立病院改革ガイドライン」を策定し、全国の病院事業を設置する地方公共団体に対して「新公立病院改革プラン」の策定を要請しました。 これを受け、静岡市立静岡病院は、設立団体である静岡市との十分な意思疎通を図った上で、令和元年度から4年間の「地方独立行政法人静岡市立静岡病院第2期中期計画」を策定し、本計画をこの新改革プランにあたるものと位置づけることとしました。	措置済	令和2年度
7	患者満足度調査について	患者満足度調査の結果の公表を検討すべきである。	令和元年度の患者満足度調査結果を静岡病院のホームページに掲載しました。今後は毎年、調査結果を公表していきます。 また、病院に寄せられた意見について、現在でも院内掲示板に改善事項を掲示しているところですが、今後は、改善努力を外部にPRするため、ホームページへの掲載も順次行っていきます。	措置済	令和2年度
8	医療職員の旅費交通費の精算について	医療職員についても事務職員と同様、旅費交通費の精算は銀行口座への振込の方法に統一すべきである。	令和2年4月1日以降の医療職員に対する旅費交通費の支給については、口座振込による支給へと切り替えました。	措置済	令和2年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
9	医療未収金の集計について	<p>医事会計システムの機能についての見直しと改善を行い、正確かつ網羅的な債務者ごとの未収金残高の明細データを即時に出力できる仕組みを構築すべきである。</p>	<p>監査日時点の医事システムは、未収金債権を即時に検索する機能はなく、全収納データから未収金債権のみを電算処理であらかじめ抽出しておき、診療日順に出力された未収金債権一覧表を債務者ごとに分類・加工し、未収金残高を確認するものでした。</p> <p>今回の指摘を受け、令和3年度の医事システムの更新にあたり、機能の見直しを行い、新たに未収金管理機能を付加しています。令和3年5月3日の運用開始日以降、新機能を活用しています。</p> <p>未収金管理機能により、「債務者ごとの未収金残高の明細データ」（債権管理簿）を即時に出力できるようになりました。更に、支払期限等を指定することにより、入金確認の必要がある特定の未収金債権のみを抽出することができるようになり、日々の債権管理業務や決算業務を適時・適切に対応できるようになりました。</p>	措置済	令和3年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
10	医療未収金の督促について	<p>①医療未収金について、現状のマニュアルをベースにして、病院としての督促のルールや方針を明確にすべきである。</p> <p>②マニュアル上のルールと実際の運用がずれている催告発送の時期については、あらためて、妥当な時期を見直し、マニュアルに反映させ、これを徹底すべきである。</p> <p>③催告手続きは、毎日行われる手続ではないので、担当者以外も部分的に手伝えるように手続きの実施時期（1か月の中でいつ頃がいいか）や作業内容（分割・分担）を見直して、人員減をカバーできないか検討すべきである。</p>	<p>①病院としての督促のルールや方針を明確にするため、現状のマニュアルや従来からの実務の内容を踏まえ、新たに「静岡市立静岡病院未収金督促マニュアル」を整備しました。なお、作成に当たっては、当病院の内部委員会である「静岡病院債権管理委員会」の中で検討し、令和2年8月20日に承認を受けています。</p> <p>新マニュアルでは、債権を外来分、入院分等と分けした上で、受診日から1か月経過した時点（毎月10日前）を督促の時期とし、その後も翌月、翌月以降、随時等の各時期で催告するなど、作業内容を取りまとめました。</p> <p>②催告発送の時期を見直し、①の「静岡市立静岡病院未収金督促マニュアル」にその内容を反映させました。令和2年度から当該マニュアルに基づき、債権回収を行っていきます。</p> <p>③実施時期や作業内容を見直す過程において、現在の体制で実施可能な事務の分担や早期対応、直接面談して対応すること等が効果的であると確認したため、常勤、非常勤での作業を分担し、毎月10日前に発生後1か月経過した未収金の督促及び、受診時の面談による督促を中心に回収に努めることとしました。</p>	措置済	令和2年度
11	業務の執行状況の十分な把握について	<p>防災用の備蓄品について、防災訓練など入れ替えのための払出を行う際には表計算ソフトで作成した在庫リストから消費期限の近いものを機械的に抽出する手順を徹底することや、ガントチャートのようなもので品目別の保管期間が一目でわかるようにしておくなどの工夫をするべきである。</p>	<p>令和2年3月に、防災倉庫に保管されている防災用備蓄品（非常食）について、受払時の数量を正確に把握するため、梱包されているダンボールごとに管理番号を表記し、これを「在庫リスト」の項目に追記しました。</p> <p>これにより、消費期限の近い備蓄品の数量を正確に把握することが可能となりました。</p> <p>また、防災訓練時等に払出を実施する際には、品目ごと消費期限の近いものを「在庫リスト」から機械的に抽出し、入れ替えを行い、併せて払出記録の作成を徹底することとしました。</p> <p>これにより、何がどれだけ保管されているかを明確に把握し、在庫管理を計画的に行うことが出来るようになりました。</p>	措置済	令和2年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
13	資産除去債務の未計上について	静岡病院では、アスベストとPCBについては、資産除去債務の計上要否の調査・検討が行われているが、フロン類や放射性物質については行われていなかった。調査実績のないフロン類及び放射性物質等については、調査及び検討を進め、資産除去債務の計上要否を判断することが必要である。	アスベストやPCBと同様に、フロン類と放射性物質についても資産除去債務の計上要否について、調査及び検討を行いました。 フロン類と放射性物質を使用する資産の保有状況を調査したところ、当院内8箇所にてフロン類の設置と、放射性同位元素を使用する医療器械（ガンマカメラ）1台を確認しました。 そこで、資産除去債務の金額を見積るため、フロン回収破壊法に基づく処分費用と、ガンマカメラ処分費用の見積書を徴取したところ、フロン処分費用は448千円、ガンマカメラ処分費は3,500千円でした。 現状では、R22フロンガスを使用したエアコンの故障時期や更新時期を見通すことができないほか、当院の総資産額18,612,399千円（令和2年3月末時点）に占める処分費用（3,948千円）の割合は0.02%に過ぎないことを踏まえ、地方独立行政法人会計基準に定める重要性の原則に照らして、令和2年度決算への計上は不要と判断しました。	措置済	令和3年度
14	事務職員のプロパー化計画と人事政策について	既に採用したプロパー職員に関する人事政策の立案に速やかに取り掛かるべきである。	医療を取り巻く環境など、日々変化する状況に対応するためには、定期的に優秀な人材を確保し、組織全体で人財を育てる、「人を育てる組織への転換」を進めていくことが必要です。 また、職員のプロパー化の検討にあたっては、業務量の増減や組織改正等の変化に対応する必要があり、既に採用したプロパー職員の人材育成方針やジョブ・ローテーション、キャリア形成についてもあわせて検討しなければならないと認識しています。 そこで、令和3年3月に人事課長をはじめ人事政策経験のあるプロパー職員などで構成したプロジェクトチームを立ち上げ、令和3年度には「静岡病院の理念を達成できる『目指すべき職員像』」を策定しました。 今年度もプロジェクトチームを継続し、「静岡病院事務職員キャリアプラン」を策定中であり、令和4年度中に周知するよう、作業を進めています。 次年度以降もプロジェクトチームを継続し、プロパー職員の人材育成に引き続き努めてまいります。	措置済	令和4年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
15	院内保育所について	<p>①職員に対してアンケート調査を行い、保育時間の他に設備面などの改善すべき点や潜在的な需要を確認し、利用者数の増加を見込めるかどうかを検証すべきである。</p> <p>②そのうえで、市と病院が、市が管轄する他の施設とのバランスや、院内保育所を利用しない職員との公平性を考え、市と病院からの補助額の設定や、委託料（保育士の人数）と利用者数のバランス、利用者の個人負担額の設定などについて検討する必要があると考える。</p>	<p>院内保育所に求める職員ニーズを確認するため、利用率の高い看護部職員にアンケート調査を実施しました。アンケートでは445名から回答があり、保育時間延長や夜間保育の充実などのニーズを確認することができました。</p> <p>この結果に基づき、令和2年4月から、夜勤終了後の休憩（仮眠）時間を考慮した夜間保育時間を新設するなど、職員が利用しやすい保育体制を整えました。</p> <p>なお、上半期が終了した時点で、利用者数の変化などについて検証し、指摘のあった年間コストや市が管轄する他施設とのバランス、利用者の個人負担額の設定などについて、「勤務時間が不規則になりがちな医師や看護師の育児支援の必要性」や「医療従事者の人材確保」といった点も考慮に入れながら検討していきます。</p>	措置済	令和2年度
16	再委託先からの暴力団排除に関する書類の入手について	<p>「契約事務マニュアル」を見直し、再委託先からの暴力団排除に関する書類の入手、または「委託業務等に係る競争入札参加資格認定者名簿」への掲載の確認を必須の手続きとするべきである。</p>	<p>入札・契約事務における暴力団排除のため、再委託先からも暴力団排除に関する書類「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」を提出させるよう「契約事務マニュアル」を改訂し、措置年月日をもって施行することとしました。</p>	措置済	令和2年度
17	契約書への収入印紙の貼付について	<p>ミスやミスが起きやすい事項が発見された場合には、適宜「契約事務マニュアル」を見直し、契約書の作成及び保管に関する適切な運用を図っていくべきである。</p>	<p>今回の監査で指摘を受けた契約書の保管誤りの原因については、担当者の認識不足であり、下記のとおり再発防止策を講じました。</p> <p>契約書の事務手続きについて、事務事業ミス未然に防ぐような対策を講じるため、「契約事務マニュアル」に、契約書に貼付する収入印紙の確認事項を追記するなどマニュアルを改訂し、措置年月日をもって施行することとしました。</p> <p>なお、「契約事務マニュアル」の形骸化を防止するため、毎年開催する契約事務説明会において、各部署で起きた事務事業ミスを契約担当課で集約し、実務に合わせた契約事務マニュアルの見直しを継続的に実施し、契約事務の適正な運用を図っていきます。</p>	措置済	令和2年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
18	医事業務・クラーク業務について	積算書記載は正確に行うことが必要である。	記載誤りについて、事業決裁時の確認漏れが主な原因と考えています。そこで、積算時の確認作業（二重チェック等）の徹底や、担当者の契約業務の研修会への参加による知識の習得により、再発防止を図っていきます。（契約業務の研修会：令和元年10月16日、令和2年1月24日開催） なお、積算書の一部記載誤りについては、賞与積算時の表記を「単価×時間×30日×2月」から「単価×時間×20日×3月」に正しく記載しました。	措置済	令和2年度
19	医事業務・クラーク業務について	「日直業務」について、積算内容をいま一度見直し、適正な委託料の水準を確保できるよう検討することが必要である。	積算誤りについて、積算時の確認漏れと、担当者の積算に関する知識不足が原因と考えています。そこで、積算時の確認作業（二重チェック等）の徹底や、担当者の契約業務の研修会への参加による知識の習得により、再発防止を図っていきます。（契約業務の研修会：令和元年10月16日、令和2年1月24日開催） なお、「日直業務」の「賞与」にかかる積算の一部誤りの指摘については、勤務日数に連動して積算するように変更しました。 単価水準など見直しの必要性については、今後の入札状況に応じて、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金」などを参考に検討します。	措置済	令和2年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
20	アクセスログの事後検証について	牽制のため、アクセスログについて、モニタリングを実施している事実を職員にアナウンスすることが重要である。	<p>試験的な検証の実施、モニタリングを実施している旨のアナウンスの実施等の指摘に対し、実施時期の検討を進めている中で、新型コロナウイルス感染による緊急患者の当院への搬送があったことから、当該患者の医療情報システム（電子カルテ）閲覧ログを確認し、不正アクセスのモニタリングを実施しました。その結果、不正ログは確認されませんでした。</p> <p>また、アクセスログを収集し検証している旨を明記した「電子カルテの不正閲覧禁止の徹底について」の通知を令和2年3月5日付にて各部科課室長あてに通知し、院内への周知を図りました。</p> <p>今後は毎年度当初の「電子カルテの不正閲覧禁止の徹底について」の通知を定例化したうえで、不定期（年間3～4回を想定）ではありますが、アクセスログの各部門への検証依頼などの実施を進め、不正アクセスの防止を徹底していきます。</p>	措置済	令和2年度
Ⅲ. 静岡市立清水病院					
21	患者満足度調査について	患者満足度調査の結果の公表方法と時期について見直しを検討すべきである。	<p>調査結果の公表については、これまで、調査結果を掲載した広報紙「Shimizu」を病院ホームページに掲載してきましたが、ホームページ上に「患者満足度調査」のコンテンツを設置し、常時閲覧できるよう改善しました。</p> <p>また、公表時期を、従来の7月から2か月早め、5月に掲載しました。（平成29年度から令和元年度までの直近3年分）</p>	措置済	令和2年度
22	経理マニュアルの作成について	経理マニュアルを、組織として、確実に当年度中に整備できるように進めていくべきである。	<p>昨年度までは、決算事務を行う担当者が、自己のためにマニュアルを作成し、作成したものは個人で管理していましたが、令和元年度に、各自が所有していたマニュアルを元に、新たに係として統一したマニュアルを作成し、作成したマニュアルは共有フォルダ内に保存することで職員が閲覧できるよう、組織として管理していくこととしました。</p>	措置済	令和2年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
24	松葉づえ保証金について	<p>①松葉づえ保証金について、簿外による現金管理を見直すべきである。</p> <p>②会計上のデータまたは貸出先リストと定期的に残高の一致を確認するように貸出先リストの様式や管理手続きを見直すべきである。</p>	<p>簿外管理されている現金については、令和2年4月1日から簿外管理をやめ、貸借対照表に反映させる会計処理を開始しました。</p> <p>また、現金の保管場所については、保証金の返却処理をスムーズに行うため、現行どおり医事課内金庫で保管することとしました。</p> <p>あるべき現金残高の明確化等については、令和2年2月1日から、表計算ソフトで金額情報も含む貸出先リストを作成し、現時点のあるべき現金残高が把握できるようにしました。（医事課）</p> <p>令和2年度より、松葉づえ保証金の管理を財務会計システムに反映させるよう処理方法を事務局内に周知しました。（病院総務課）</p>	措置済	令和2年度
25	医療費自己負担金の預り金について	<p>未精算の状態にある預り金については、一定期間経過後に収益計上するなど、その精算処理に関するルールを明確化することが必要と考える。</p>	<p>未精算の預り金の返還方法について、平成16年度から平成29年度までの1,000円以上の預り金及び平成30年度以降の預り金から、最大3回返還案内を送付するよう手続の見直しを行いました。</p> <p>また、還付案内をしても還付できない預り金のうち、債権の時効を準用して、預り金発生から3年経過した預り金に関しては、収益計上を行います。</p> <p>なお、患者より返還希望があれば、随時、返還することとしました。</p> <p>これら手続について、事務処理手続のマニュアルを整備しました。</p> <p>これに沿って、今後、最も古い平成16年度預り金より、返還の案内を実施し、早期の返還に取り組んでいきます。</p>	措置済	令和3年度
26	医療費の過入金	<p>社会通念上、患者に返還すべき金額として妥当と思える基準を設けて、その基準を超えるものについては、一定の期間を経過しても未精算であれば、速やかに案内を行い、返還処理を進めるようなやり方をとるべきである。</p>	<p>還付済の患者と還付未済の患者が常時把握できる一覧表を作成しました。</p> <p>未精算還付金の返還方法については、平成16年度から平成29年度までの還付金及び平成30年度以降の還付金から、最大3回還付案内を送付するよう手続の見直しを行い、新たに作成した事務処理手続のマニュアルに明記しました。</p> <p>これに沿って、令和3年3月から、最も古い平成16年度未精算還付金より、順次、返還の案内を実施し早期の返還に取り組んでいきます。</p>	措置済	令和3年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
27	収入未済額の処理について	債権の回収可能性について、本人の生死や所在確認といった形式的な基準だけでなく、本人や家族との交渉履歴、資産状況や返済能力等の実質的な側面に目を向けて回収可能性を判断すべきである。	債権放棄の運用実務の考え方や方針については、回収の可能性を踏まえた債権放棄に関する基準を令和3年3月に定めました。 基準内容は主に次のとおりです。 ・時効起算日から10年以上経過した債権で、支払能力がないと認められる場合 ・時効が経過した債権で、県外転出や死亡等の事由があり、債権の金額が基準額以下である場合 今後、債権放棄の基準に該当する対象者を洗い出し、その後本人の支払能力等を考慮し、段階的に古い債権から債権放棄の手続を進めていきます。	措置済	令和3年度
28	薬品庫、食品庫・冷蔵庫のセキュリティについて	薬品庫、食品庫・冷蔵庫について、日中であっても施錠をするなどの運用の見直しをすべきである。	薬品庫や食品庫・冷蔵庫に関するすべての扉に鍵が設置されており、夜間においては施錠を行っています。日中においては、薬品庫は頻繁に人の行き来があり、食品庫・冷蔵庫は扉の開閉が頻繁に行われるため、使用毎に施錠することは困難です。 日中は、薬品庫のある薬剤科及び食品庫・冷蔵庫の扉を確認できる事務室に職員がいることで、職員以外の出入りをチェックできますが、17時以降等の職員が少なくなる時間帯、使用頻度が少なくなる時間帯については施錠を行うように運用を図ることとしました。	措置済	令和2年度
29	職員用宿舎について	職員用宿舎を廃止した場合にどのような不具合が生じるのかを検討し、特に問題がなければ、現在、利用している職員の退去をもって職員用宿舎を廃止し、住宅手当制度に一本化させるべきである。	現在は職員用宿舎の設置の必要性は低くなっており、廃止しても支障はないと考えます。 看護師用宿舎については現在1名が使用中ですが、この職員の退去をもって職員用宿舎を廃止することとします。 なお、令和3年4月からは看護師用宿舎としての斡旋及び契約は行っていません。	措置済	令和3年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
30	院内保育所について	<p>①委託料と利用者数のバランスや、利用者の個人負担額の設定を見直す必要がある。</p> <p>②院内保育所についての課題事項や要望事項を確認するための職員へのアンケートを実施する必要がある。</p>	<p>利用者の個人負担額の設定について、令和4年度からの改定に向け引き続き検討していきます。</p> <p>なお、保育所に関するアンケート調査については、令和2年度末に利用者向けに、園での子どもの様子の伝え方や提供する食事について等の保育内容に関するアンケート調査を行ったところ、全体的に満足しているという結果を得ました。院内の全職員に対しても、利用時間帯や施設面等の項目も含め院内保育所についてどのような要望があるか、アンケート調査を令和3年度中に実施します</p> <p>また、次回（令和4年度以降の長期継続契約）契約の際は、コストを意識したより効果的な保育所の運営を行うため、業務仕様の見直しを行うようにします。</p>	未措置	
31	PCのセキュリティ管理について	PCや個人情報の取り扱いに関して、一部、規程どおり運用できていないので、早急に、対応を図るべきである。	<p>令和4年1月の情報システム更新時に、PC起動時のログイン画面（ユーザIDとパスワードの入力）の設定及びスクリーンセーバー解除時のログイン画面へ戻る設定ができるように改修する予定です。ただし、手術室や処置室等で画面や画像を確認しながら処置をする部署においては、スクリーンセーバー等を使用せずに離席時のログアウトを徹底することで、個人情報保護の強化を図ります。</p> <p>また、令和2年9月に日々進化する情報セキュリティの脅威にも対応できるように情報システム運用管理規程の見直しを図りました。今後においても毎年1回以上見直しを図ります。</p> <p>併せて、令和2年9月に情報システムを扱う職員が離席する際のシステムのログアウトについて、当該規程に基づき厳格に対処するよう、院内全職員に通知しました。なお、今後においても半年に1回以上通知し徹底を図ります。</p>	措置済	令和3年度
32	医事課の執務室への入室管理について	医事課の執務室への入退室については、ICカードでアクセス権を付与された人だけが入室できるようにするとか、入退室のログが残るようにするなどの対策を講じるべきである。	<p>医事課の執務室への入室管理については、医事課の2ヶ所の出入口において機械的に施錠管理を行うシステムを導入しました。</p> <p>これにより、土日、祝日及び職員が少なくなる平日の執務時間外においては、アクセス権を付与された職員だけが入退室でき、自動的に開錠者及び施錠者を記録するようにしました。</p>	措置済	令和3年度

No.	指摘項目	指摘事項の概要	措置の内容	措置状況	措置報告年度
33	院外保管庫のセキュリティ管理について	院外保管庫における警備会社のセキュリティシステムを設置すべきである。	令和2年度は、院内において書類整理を行うことで、カルテ庫で保存する書類の削減に努めました。あわせて、カルテ庫内における書類整理を行い、廃棄すべき書類を廃棄し、カルテ庫内の整理を行いました。 令和4年3月までに、院内の書類整理を進め、原則は院内での保管を進めるとともに、セキュリティの高い他の施設を含めた保管場所を検討していきます。	未措置	